

○国立大学法人横浜国立大学研究用微生物専門委員会規則

(平成 21 年 9 月 17 日規則第 86 号)

改正 平成 22 年 6 月 30 日規則第 79 号 平成 23 年 3 月 29 日規則第 57 号
平成 24 年 2 月 23 日規則第 43 号 平成 28 年 1 月 27 日規則第 13 号
平成 28 年 9 月 15 日規則第 72 号 平成 30 年 3 月 29 日規則第 47 号
令和 2 年 2 月 7 日規則第 10 号

(趣旨)

第 1 条 国立大学法人横浜国立大学におけるライフサイエンス研究等の実施に関する規則(平成 19 年規則第 105 号。以下「規則」という。)第 8 条第 3 項の規定に基づき、国立大学法人横浜国立大学研究用微生物専門委員会(以下「専門委員会」という。)の組織及び運営等について必要な事項を定める。

(任務)

第 2 条 専門委員会は、規則第 2 条第 2 項第 4 号に定める研究用微生物を用いる研究(以下「研究」という。)の計画について審査請求があったときは、当該研究計画の実施の適否等について、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」(平成 10 年法律第 114 号)その他法令等に基づき審査を行う。

2 専門委員会は、ライフサイエンス研究等倫理委員会(以下「倫理委員会」という。)に対して、実施中の研究の計画の変更、中止その他必要と認める意見を述べることができる。

3 専門委員会は、その他研究の適正な実施及び安全管理のために必要な事項に関する業務を行う。

(組織)

第 3 条 専門委員会は、次に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 研究用微生物を用いる研究に携わる教員 若干人
- (2) 研究用微生物に関して優れた識見を有する者 若干人
- (3) 予防医学に携わる教員
- (4) 当該研究分野以外の分野の有識者
- (5) その他学長が指名した者

2 前項第 1 号及び第 2 号の委員は兼ねることができる。

3 委員は、自らが実施する研究が審査を受けるときは、当該研究の審査に加わることができない。

4 委員は、学長が委嘱する。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員に欠員が生じたときの後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長)

第5条 専門委員会に、委員長を置き、委員の互選により選出する。

2 委員長は、審査事項が発生したときは、遅滞なく専門委員会を招集する。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。

(議事)

第6条 専門委員会は、委員の3分の2以上が出席し、かつ、第3条第1項第1号及び第2号に掲げる委員が出席しなければ議事を開き、議決することができない。

2 専門委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(委員以外の出席)

第7条 専門委員会が必要と認めた場合は、委員以外の者の出席を求めて、説明又は意見を聴くことができる。

(守秘義務)

第8条 委員は、審査を行う上で知り得た情報を正当な理由なく漏らしてはならない。

(審査結果の報告)

第9条 専門委員会は、審査終了後速やかに審査結果を文書により倫理委員会に通知するものとする。

(研究の報告)

第10条 学長は、研究責任者から研究の進捗状況又は研究終了の報告を受けたときは、当該報告の内容について委員会に報告しなければならない。

(審査記録の保存等)

第11条 専門委員会で審議した内容については、次の事項を記載した議事録を作成し、保存しなければならない。

(1) 開催日時及び場所

(2) 参加した委員の氏名

(3) 審議内容及び審議の結果

2 審査に関する書類の保存期間は、法令等の定めがある場合を除き、5年とする。

3 保存期間を経過した書類でさらに保存が必要と認める場合は、保存期間を延長することができる。

4 保存期間の研究の起算は、当該研究が終了した日の属する年度終了の日の翌日から起算する。

(事務)

第12条 専門委員会の事務は、研究・学術情報部研究推進課において処理する。

(雑則)

第13条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成 21 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 この規則施行の際、第 3 条第 1 項の規定に基づき最初の委員となる者の任期は、第 4 条第 1 項の規定にかかわらず、平成 23 年 3 月 31 日までとする。

附 則(平成 22 年 6 月 30 日規則第 79 号)

この規則は、平成 22 年 7 月 1 日から施行する。

附 則(平成 23 年 3 月 29 日規則第 57 号)

この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 24 年 2 月 23 日規則第 43 号)

この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 28 年 1 月 27 日規則第 13 号)

この規則は、平成 28 年 2 月 1 日から施行する。

附 則(平成 28 年 9 月 15 日規則第 72 号)

この規則は、平成 28 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 30 年 3 月 29 日規則第 47 号)

この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 2 年 2 月 7 日規則第 10 号)

この規則は、令和 2 年 2 月 7 日から施行する。